

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
(コード番号：8309 東名)

取締役・執行役の候補者および各種委員会の構成、  
並びにコーポレートガバナンス基本方針の改定について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長:大久保 哲夫、以下「当社」)は、平成 29 年 2 月 14 日付「三井住友トラスト・グループのコーポレートガバナンス高度化に向けた取組みについて」にてお知らせしましたとおり、本年 6 月開催予定の当社第 6 期定時株主総会での承認を前提に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行により、コーポレートガバナンスのさらなる高度化を進めていく方針を決定いたしました。本日、指名委員会等設置会社への移行後の取締役・執行役の候補者および各種委員会の構成を決定するとともに、当社のコーポレートガバナンス基本方針の改定を決定いたしましたので、お知らせします。

(指名委員会等設置会社への移行後の組織体制については、別紙 1 をご覧下さい)

1. 取締役候補者

	氏名	平成 29 年 5 月 15 日時点の役職
取締役執行役社長 (代表執行役)	大久保 哲 夫	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 取締役社長 (代表取締役) 三井住友信託銀行(株)取締役
取締役執行役専務 (代表執行役)【新任】	荒 海 次 郎	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 専務執行役員 三井住友信託銀行(株)取締役専務執行役員
取締役執行役専務 (代表執行役)【新任】	高 倉 透	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 専務執行役員 三井住友信託銀行(株)取締役専務執行役員
取締役執行役【新任】	橋 本 勝	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 執行役員 三井住友信託銀行(株)取締役社長 (代表取締役)
取締役	北 村 邦太郎	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 取締役 (代表取締役) 三井住友信託銀行(株)取締役会長
取締役	常 陰 均	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 取締役会長 (代表取締役) 三井住友信託銀行(株)取締役
取締役【新任】	八 木 康 行	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 常任監査役
取締役【新任】	三 澤 浩 司	三井住友信託銀行(株)顧問

取締役（社外）	篠原 総一	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 社外取締役 同志社大学名誉教授、京都学園大学学長
取締役（社外）	鈴木 武	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 社外取締役 (株)アイチコーポレーション社外取締役
取締役（社外）	荒木 幹夫	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 社外取締役 一般財団法人日本経済研究所理事長 近鉄グループホールディングス(株)社外取締役 日本貨物鉄道(株)社外監査役
取締役（社外）【新任】	松下 功夫	JXTGホールディングス(株)相談役 (株)マツモトキヨシホールディングス社外取 締役 国際石油開発帝石(株)社外取締役
取締役（社外）【新任】	齋藤 進一	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 社外監査役 ジャパン・インダストリアル・ソリューショ ンズ(株)代表取締役共同代表 (株)明光商会社外取締役
取締役（社外）【新任】	吉田 高志	三井住友トラスト・ホールディングス(株) 社外監査役 公認会計士（吉田公認会計事務所） 日本精蠟(株)社外監査役 (株)コスモスイニシア社外取締役
取締役（社外）【新任】	河本 宏子	三井住友信託銀行(株)社外取締役 (株)ANA総合研究所代表取締役副社長

## 2. 執行役候補者

役職	氏名	担当
執行役社長 （代表執行役）	大久保 哲夫	
執行役専務 （代表執行役）	荒海 次郎	運用企画部
執行役専務 （代表執行役）	高倉 透	人事部
執行役専務兼執行役員	白山 昭彦	業務部
執行役専務	越村 好晃	業務部
執行役専務	西村 正	財務企画部
執行役専務	西田 豊	リスク統括部、コンプライアンス統括部、法 務部、フィデューシャリー・デューティー推 進部
執行役常務	尾中 浩一	IR部
執行役常務	能勢 保巳	業務管理部

執行役常務兼執行役員	海原 淳	総務部、取締役会室
執行役常務	横田 顕	人事部
執行役常務	田中 茂樹	経営企画部、取締役会室
執行役	橋本 勝	
執行役	朝日 清満	内部監査部

### 3. 各種委員会の構成

#### 【各委員会の概要】

##### <法定の委員会>

指名委員会	委員長：松下 功夫（社外）	構成：社外委員 5名、社内委員 2名
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定</li> <li>➤ 取締役会から、執行役社長を含む執行役の選任および解任、並びに経営者の後継人材育成計画に関する諮問を受け、審議の上答申を実施</li> <li>➤ 三井住友信託銀行株式会社の取締役会から、取締役および監査役の選任および解任に関する諮問を受け、審議の上答申を実施</li> </ul>		

報酬委員会	委員長：松下 功夫（社外）	構成：社外委員 4名、社内委員 2名
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 執行役および取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定</li> <li>➤ 上記の方針に従って、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定</li> <li>➤ 三井住友信託銀行株式会社の取締役会から、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問を受け、審議の上答申を実施</li> </ul>		

監査委員会	委員長：齋藤 進一（社外）	構成：社外委員 3名、社内委員 2名
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 執行役および取締役の職務の執行の監査、並びに監査報告の作成</li> <li>➤ 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定</li> <li>➤ 会計監査人の報酬等の決定にかかる同意権の行使</li> </ul>		

##### <任意の委員会>

リスク委員会	委員長：荒木 幹夫（社外）	構成：社外委員 4名、社内委員 1名 (社外有識者2名を含む)
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 取締役会から、以下各号にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施</li> <li>● 当社グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、およびマテリアリティに関する事項</li> <li>● 当社グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、およびコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項</li> <li>● その他、取締役会が必要と認める事項</li> </ul>		

利益相反管理委員会	委員長：神田 秀樹（社外）※ <sup>1</sup>	構成：社外委員 3名、社内委員 1名 （社外有識者2名を含む）
▶ 取締役会から、以下各号にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施 ● 当社グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項 ● 当社グループの利益相反管理、顧客説明管理、および顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項 ● 当社グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針および当社グループ各社の行動計画等に関する事項 ● 当社グループの利益相反管理およびフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項 ● その他、取締役会が必要と認める事項		

※<sup>1</sup> 神田 秀樹氏は、本年6月に予定する三井住友信託銀行株式会社の定時株主総会をもって、同社の社外取締役への就任を予定しています。

【各委員会の構成員】（◎：委員長、○：委員）

		指名	報酬	監査	リスク	利益相反管理	
社外	取締役	松 下 功 夫	◎	◎			
		篠 原 総 一	○	○			
		鈴 木 武	○	○		○	
		荒 木 幹 夫	○	○		◎	
		齋 藤 進 一	○		◎		
		吉 田 高 志			○		
		河 本 宏 子			○		
	有識者	神 田 秀 樹※ <sup>2</sup>					◎
		外 山 晴 之※ <sup>3</sup>				○	
		栗 原 俊 典※ <sup>3</sup>				○	
		細 川 昭 子※ <sup>3</sup>					○
社内	大久保 哲 夫	○	○				
	橋 本 勝	○	○				
	八 木 康 行			○			
	三 澤 浩 司			○			
	西 田 豊				○	○	

※<sup>2</sup> 神田 秀樹氏については、前述の※<sup>1</sup>をご参照下さい

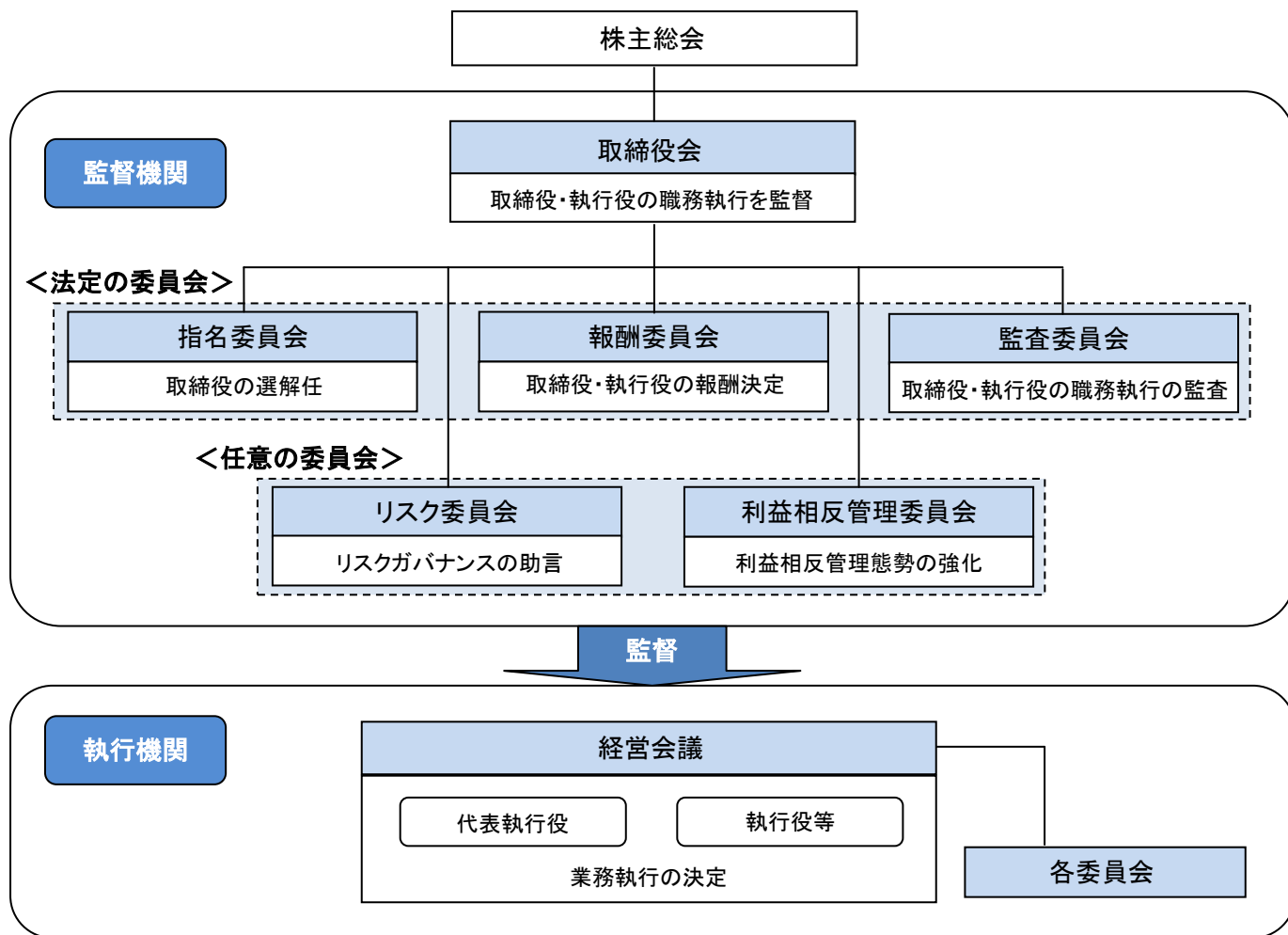
※<sup>3</sup> 外山 晴之氏、栗原 俊典氏および細川 昭子氏は、独立性ある社外有識者であります  
（各委員会における社外委員の略歴については、別紙2をご覧ください）

#### 4. コーポレートガバナンス基本方針の改定

当社は平成 27 年 5 月、当社グループの持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を目的とし、『コーポレートガバナンス基本方針』を制定しましたが、今般の指名委員会等設置会社への移行に伴い、別紙 3 のとおり改定を実施いたしますので、お知らせいたします。

以上

<指名委員会等設置会社移行後の当社のコーポレートガバナンス体制>



【三井住友トラスト・ホールディングス 新任取締役候補者の略歴】

八木 康行 (やぎ やすゆき)

生年月日 昭和32年3月5日生

昭和54年	4月	住友信託銀行株式会社	入社
平成17年	10月	ファーストクレジット株式会社	出向
平成17年	11月	同社代表取締役社長	
平成18年	6月	同社代表取締役社長	兼 住友信託銀行株式会社執行役員
平成20年	5月	住友信託銀行株式会社執行役員本店支配人	
平成20年	6月	同社常務執行役員	
平成24年	4月	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	
平成27年	4月	同社専務執行役員	
平成28年	4月	同社顧問	
平成28年	6月	同社顧問	退任
平成28年	6月	当社常任監査役	(現職)

三澤 浩司 (みさわ ひろし)

生年月日 昭和32年5月20日生

昭和56年	4月	三井信託銀行株式会社	入社
平成20年	7月	中央三井アセット信託銀行株式会社執行役員受託企画部長	
平成21年	7月	同社執行役員総合企画部長	
平成23年	2月	同社常務執行役員総合企画部長兼財務企画部長	
平成24年	4月	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	
平成24年	7月	同社顧問	
平成24年	9月	同社顧問	退任
平成24年	10月	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社取締役副社長	
平成28年	3月	同社取締役副社長	退任
平成28年	4月	三井住友信託銀行株式会社監査役	
平成29年	3月	同社監査役	退任
平成29年	4月	同社顧問	(現職)

なお、新任取締役候補者の荒海次郎・高倉透・橋本勝の略歴については、平成29年2月14日付および平成29年2月27日付「三井住友トラスト・グループの代表取締役等の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

【三井住友トラスト・ホールディングス 新任社外取締役候補者の略歴】

松下 功夫（まつした いさお）

生年月日 昭和 22 年 4 月 3 日生

昭和 45 年	4 月	日本鉱業株式会社（現 J X T G エネルギー株式会社）入社
平成 14 年	9 月	新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役 財務グループ財務担当
平成 15 年	6 月	同社常務取締役
平成 16 年	6 月	株式会社ジャパンエナジー（現 J X T G エネルギー株式会社）取締役常務執行役員
平成 17 年	4 月	同社取締役専務執行役員
平成 18 年	6 月	同社代表取締役社長
平成 18 年	6 月	新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）
平成 22 年	4 月	J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）
平成 22 年	7 月	J X 日鉱日石エネルギー株式会社（現 J X T G エネルギー株式会社）代表取締役副社長執行役員
平成 22 年	7 月	J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）
平成 24 年	6 月	J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）代表取締役社長 社長執行役員
平成 27 年	6 月	同社相談役（現職）
平成 28 年	6 月	国際石油開発帝石株式会社取締役（現職）
平成 28 年	6 月	株式会社マツモトキヨシホールディングス取締役（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループである J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しており、これまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を生かしていただくために、社外取締役候補者とするとともに、当社の取締役会の議長、ならびに指名委員会および報酬委員会の委員長の候補者としております。

齋藤 進一（さいとう しんいち）

生年月日 昭和 24 年 1 月 16 日生

昭和 46 年	4 月	丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社
平成 13 年	6 月	同社執行役員財務部長
平成 14 年	4 月	同社執行役員広報・I R 部長
平成 14 年	9 月	同社執行役員 退任



平成 15 年	1 月	アーンストアンドヤング・グローバル・フィナンシャル・サービス株式会社入社
平成 16 年	7 月	株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員（現任）
平成 17 年	7 月	アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社代表取締役
平成 21 年	7 月	同社代表取締役 CEO
平成 22 年	7 月	新日本有限責任監査法人マネージングディレクター グローバル・マーケット本部アカウントアンドビジネスデベロップメント部長
平成 25 年	4 月	同監査法人退職
平成 25 年	5 月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長
平成 25 年	6 月	三井住友信託銀行株式会社監査役
平成 25 年	6 月	当社監査役（現職）
平成 26 年	7 月	ユニチカ株式会社取締役
平成 27 年	6 月	シャープ株式会社取締役
平成 27 年	6 月	ユニチカ株式会社取締役退任
平成 27 年	6 月	三井住友信託銀行株式会社監査役退任
平成 28 年	6 月	シャープ株式会社取締役退任
平成 28 年	10 月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役共同代表（現職）
平成 29 年	1 月	株式会社明光商会取締役（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、丸紅株式会社で元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社での経営にも携わり、会社経営者としての高い見識も有しています。平成 25 年 6 月に当社監査役に就任以降、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいています。今後も同氏の知見と見識を生かしていただくために、社外取締役候補者とするとともに、監査委員会の委員長および指名委員会の委員の候補者としております。

## 吉田 高志（よしだ たかし）

生年月日 昭和 28 年 12 月 7 日生

昭和 51 年	4 月	吉田会計事務所勤務
昭和 54 年	11 月	昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所
昭和 58 年	3 月	公認会計士登録
平成 13 年	6 月	監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任監査法人）代表社員
平成 20 年	8 月	同法人常務理事
平成 24 年	8 月	同法人常務理事退任、シニア・アドバイザー就任
平成 25 年	6 月	同法人退職
平成 25 年	7 月	吉田公認会計事務所開設（現職）
平成 27 年	3 月	日本精蠟株式会社監査役（現職）

平成 27 年 6 月 株式会社コスモスイニシア取締役（現職）

平成 28 年 6 月 当社監査役（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として、金融機関や事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しています。また公認会計士としての経験に加えて、監査法人の代表社員や常務理事として経営に携わってきたほか、海外勤務経験に基づくグローバルな知見も有しています。平成 28 年 6 月に当社監査役に就任以降、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいています。今後とも、同氏の知見と見識を生かしていただくために、社外取締役候補者とするとともに、監査委員会の委員の候補者としております。

## 河本 宏子（かわもと ひろこ）

生年月日 昭和 32 年 2 月 13 日生

昭和 54 年 7 月 全日本空輸株式会社入社

平成 21 年 4 月 同社執行役員客室本部長

平成 22 年 4 月 同社上席執行役員客室本部長

平成 24 年 11 月 同社上席執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長

平成 25 年 4 月 同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長

平成 26 年 4 月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長

平成 27 年 4 月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括

平成 28 年 1 月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括  
東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長

平成 28 年 4 月 同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長

平成 28 年 6 月 三井住友信託銀行株式会社取締役（現職）

平成 29 年 3 月 全日本空輸株式会社取締役専務執行役員 退任

平成 29 年 4 月 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、全日本空輸株式会社で平成 25 年 4 月以降取締役執行役員、平成 28 年 4 月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般および女性活躍推進担当を担っており、平成 28 年 6 月以降三井住友信託銀行株式会社の社外取締役を務めています。同社の社外取締役在任中は、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏の知見と見識を生かしていただくために、社外取締役候補者とするとともに、監査委員会の委員の候補者としております。

【各委員会における社外委員の略歴】

松下 功夫（まつした いさお）

前述の【三井住友トラスト・ホールディングス 新任社外取締役候補者の略歴】をご参照ください。

篠原 総一（しのはら そういち）

生年月日 昭和 20 年 6 月 26 日生

昭和 48 年	3 月	ウオータールー大学経済学部講師（カナダ）、同大学助教授を経て
昭和 53 年	4 月	同志社大学経済学部講師
昭和 54 年	4 月	同大学経済学部助教授
昭和 59 年	4 月	同大学経済学部教授
平成 18 年	2 月	中華人民大学特別客座教授（中華人民共和国）（現職）
平成 25 年	6 月	三井住友信託銀行株式会社取締役
平成 25 年	6 月	当社取締役（現職）
平成 27 年	4 月	同志社大学名誉教授（現職）
平成 27 年	4 月	京都学園大学学長（現職）
平成 27 年	6 月	三井住友信託銀行株式会社取締役 退任

<候補者とした理由>

同氏は、国際経済学およびマクロ経済学を専門とする経済学者であり、国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識を有しています。当社社外取締役在任中においては、取締役会を中心にかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。また、現在の当社指名・報酬委員会の委員として当社の役員人事、報酬運営等の透明性確保に貢献しています。今後も同氏の知見と見識を生かしていただくために、社外取締役候補者とするとともに、指名委員会、報酬委員会の委員の候補者としております。

鈴木 武（すずき たけし）

生年月日 昭和 22 年 11 月 18 日生

昭和 45 年	4 月	トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
平成 12 年	6 月	同社取締役
平成 15 年	6 月	同社常務役員
平成 16 年	6 月	同社専務取締役経理・財務本部本部長
平成 17 年	6 月	同社専務取締役情報システム本部本部長
平成 18 年	1 月	同社専務取締役経理本部本部長
平成 18 年	6 月	同社専務取締役事業開発本部本部長
平成 20 年	6 月	同社専務取締役事業開発本部本部長 退任

平成 20 年	6 月	トヨタファイナンシャルサービス株式会社代表取締役社長
平成 23 年	6 月	同社代表取締役社長 退任
平成 23 年	6 月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長
平成 25 年	6 月	株式会社アイチコーポレーション取締役（現職）
平成 27 年	6 月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 退任
平成 27 年	6 月	当社取締役（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、日本を代表するグローバル企業であるトヨタ自動車株式会社の元専務取締役として、経理・財務、関係会社経営等の分野で幅広い経験と豊富な知識を有しています。トヨタ自動車株式会社専務取締役退任後は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社の代表取締役社長や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めるなど、金融関連事業の会社経営にも携わっています。当社社外取締役在任中においては、取締役会を中心にかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。また、現在の当社指名・報酬委員会の委員として当社の役員人事、報酬運営等の透明性確保に貢献しています。今後も同氏の知見と見識を生かしていただくために、社外取締役候補者とするとともに、指名委員会、報酬委員会ならびに任意の委員会であるリスク委員会および利益相反管理委員会の委員の候補としております。

## 荒木 幹夫（あらかき みきお）

生年月日 昭和 23 年 3 月 23 日生

昭和 46 年	7 月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行） 入行
平成 14 年	6 月	日本政策投資銀行理事
平成 18 年	10 月	同行副総裁
平成 20 年	10 月	株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長
平成 23 年	6 月	同行顧問
平成 24 年	6 月	同行顧問 退任
平成 24 年	6 月	一般財団法人日本経済研究所理事長（現職）
平成 24 年	6 月	近畿日本鉄道株式会社（現 近鉄グループホールディングス株式会社）取締役（現職）
平成 25 年	6 月	日本貨物鉄道株式会社監査役（現職）
平成 27 年	6 月	当社取締役（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営および政策金融等に関する幅広い経験と、一般財団法人日本経済研究所の理事長として国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。当社社外取締役在任中においては、取締役会を中心にかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。また、現在の当社指名・報酬委員会の委員として当社の役員人事、報酬運営等の透明性確保に貢献しています。今後も同氏の知見と見識を生かしていただくために、社外取締役候補者とするとともに、指名委員会、報酬委員会の委員および任意の委員会であるリスク委員会の委員長の候補者としております。

## 齋藤 進一（さいとう しんいち）

前述の【三井住友トラスト・ホールディングス 新任社外取締役候補者の略歴】をご参照ください。

## 吉田 高志（よしだ たかし）

前述の【三井住友トラスト・ホールディングス 新任社外取締役候補者の略歴】をご参照ください。

## 河本 宏子（かわもと ひろこ）

前述の【三井住友トラスト・ホールディングス 新任社外取締役候補者の略歴】をご参照ください。

## 神田 秀樹（かんだ ひでき）

昭和 52 年	4 月	東京大学法学部助手
昭和 55 年	4 月	学習院大学法学部講師
昭和 57 年	4 月	学習院大学法学部助教授
昭和 63 年	4 月	東京大学法学部助教授
平成 5 年	4 月	東京大学大学院法学政治学研究科教授
平成 28 年	4 月	学習院大学大学院法務研究科教授（現職）
平成 28 年	6 月	東京大学名誉教授（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、日本を代表する会社法、金融商品取引法、信託法および信託業法の権威であり、各種審議会等の委員を歴任しており、同氏の幅広い知見と見識を生かしていただくために、利益相反管理委員会の委員長候補としております。

## 外山 晴之（とやま はるゆき）

昭和 57 年	4 月	日本銀行 入行
平成 元年	7 月	同行 連邦準備制度理事会法務局
平成 7 年	5 月	同行 企画局調査役
平成 12 年	1 月	同行 国際通貨基金日本理事代理
平成 15 年	5 月	同行 国際局国際調査課長
平成 16 年	8 月	同行 岡山支店長
平成 18 年	7 月	同行 決済機構局参事役
平成 21 年	3 月	同行 金融市場局長
平成 23 年	5 月	同行 米州統括役
平成 24 年	11 月	同行 国際局長
平成 26 年	9 月	三井住友信託銀行株式会社 顧問（現職）

平成 27 年 2 月 株式会社三井住友トラスト基礎研究所研究理事（現職）  
平成 27 年 3 月 弁護士（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、元日本銀行国際局長を務め、マクロ経済、国際金融に深い知見を有しており、平成 26 年の当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社の顧問就任後はこれらの知見に基づく助言等を行っています。今後とも、同氏の知見と見識を生かしていただくために、当社のリスク委員会の委員の候補としております。

## 栗原 俊典（くりはら としのり）

昭和 58 年 4 月 安田信託銀行株式会社入社  
平成 3 年 3 月 Nomura Securities International  
平成 10 年 3 月 Nomura Securities Global Investment Advisors Inc. エグゼクティブ  
バイス プレジデント  
平成 11 年 6 月 Nomura IBJ Global Investment Advisors Inc. プレジデント  
平成 14 年 12 月 内閣府金融庁検査局  
平成 22 年 12 月 プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン 専務取締役  
平成 27 年 1 月 PwC 総合研究所 所長（現職）

<候補者とした理由>

同氏は、日本の金融行政と金融業界を熟知する専門家として、各種ガバナンス態勢整備、国内外の規制対応、リスク管理の高度化に豊富な経験と知識を有しております。同氏の知見と見識を生かしていただくために、リスク委員会の委員の候補としております。

## 細川 昭子（ほそかわ あきこ）

平成 7 年 4 月 司法研修所 司法研修生  
平成 9 年 4 月 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）  
平成 16 年 2 月 金融庁（総務企画局）  
平成 17 年 6 月 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（現職）  
平成 22 年 4 月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科非常勤講師  
平成 24 年 9 月 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授

<候補者とした理由>

同氏は、信託業法の立法に携わるなどこの分野の第一人者であり、金融実務および信託実務にも精通しております。同氏の知見と見識を生かしていただくために、利益相反管理委員会の委員の候補としております。

## コーポレートガバナンス基本方針

本基本方針は、三井住友トラスト・グループ（以下、「当社グループ」といいます）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
  - ② 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
  - ③ 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
  - ④ 当社は、当社グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
  - ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。
2. 取締役会は、当社グループのすべての役員・社員が共有すべきあらゆる活動の拠り所として、当社グループの経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、及び行動規範（バリュー）を別途定め、開示します。

### 第2章 当社のコーポレートガバナンス体制

#### 第2条（当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方）

当社は、三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、株式会社三井住友トラスト基礎研究所、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社等を傘下に擁する金融持株会社であり、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と創造力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、及び不動産事業を融合した「トータルソリューション」を提供する「お客さまのベストパートナー」を目指してまいります。

2. 当社は、前項に掲げる理念を実現し、ステークホルダーの期待に応えるため、当社グループのビジネスモデルの健全性及び信頼性、並びに経営の透明性を確保し、当社グループのコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでまいります。

#### 第3条（取締役会の役割）

取締役会は、当社グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当社グループの経営の公正性・透明性を確保します。

2. 取締役会は、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督することをその中心的役割とします。
3. 取締役会は、社外取締役が、ステークホルダーの視点に立ち、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会及び経営者の業務執行並びに当社と経営陣等との間の利益相反を適切に監督することができる環境を整備します。
4. 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、当社グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）を定め、役員及び社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当社グループの企業価値の向上を図ります。

5. 取締役会は、お客さまの真の利益に適う商品・サービスの提供に関する取組方針（フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針）を定め、当社グループ内で「お客さま本位」の姿勢を共有し、お客さまの安心と満足のために行動するとともに、当社グループ各社の取組状況を管理することにより、当社グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの実践を推進します。

#### 第4条（取締役会の構成）

取締役会の人数は、当社グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な規模で、構成員の多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定します。

2. 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とします。
3. 取締役会は、独立役員に係る独立性判断基準を制定し、開示します。
4. 当社は、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、信託銀行グループとしての当社の幅広い業務領域を適切に監督するのに相応しい、知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

#### 第5条（取締役の資質）

取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。

- ① 信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- ② 銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。
2. 前項に拘わらず、社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。
  - ① 当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められる者。
  - ② 当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
  - ③ 社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や活動を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

#### 第6条（取締役の研修等の方針）

当社は、取締役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役の職務執行を支援してまいります。

2. 当社は、社外取締役が、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成できるようにします。

#### 第7条（委員会の設置）

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当社グループのビジネスモデルの健全性及び信頼性、並びに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会、及び監査委員会に加え、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が参画するリスク委員会及び利益相反管理委員会を設置します。

#### 第8条（指名委員会）

指名委員会は、以下の各号の役割を担います。

- ① 株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。
- ② 取締役会から執行役社長を含む執行役の選任及び解任、並びに経営陣の後継者計画に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。
- ③ 三井住友信託銀行株式会社の取締役会から、取締役及び監査役の選任及び解任に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。
2. 指名委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役とします。
3. 指名委員長は独立社外取締役である委員の中から選定します。



## 第9条（報酬委員会）

報酬委員会は、以下の各号の役割を担います。

- ① 執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めます。
  - ② 上記①の方針に従って、執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。
  - ③ 三井住友信託銀行株式会社の取締役会から、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。
2. 報酬委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役とします。
  3. 報酬委員長は独立社外取締役である委員の中から選定します。

## 第10条（監査委員会）

監査委員会は、以下の各号の役割を担います。

- ① 執行役及び取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成します。
  - ② 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。
  - ③ 会計監査人の報酬等の決定について、適切に同意権を行使します。
2. 監査委員会は、その役割と責任を果たすため、当社グループに属する会社の業務及び財産の状況の調査等を行う権限を適切に行使します。
  3. 監査委員会は、当社グループの内部統制システムを適切に活用するとともに、執行役、取締役及び会計監査人からの報告聴取及びこれらの者との意思疎通等を通じて、組織的且つ効率的に監査を実施します。
  4. 監査委員会は、執行役を兼務しない3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役とします。
  5. 取締役会は、公正且つ客観的な立場から執行役及び取締役の職務の執行を監査し、当社グループの経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者を監査委員として選定します。
  6. 監査委員長は、原則として、独立社外取締役である委員の中から選定します。
  7. 当社グループにおける信託業務及び金融業務の内容やこれらに対する法令等の規制に関する知見を生かした実効的な監査を可能とするため、社内取締役を常勤の監査委員として選定します。
  8. 監査委員会の職務を補助するため、監査委員会の指揮命令のもとで業務を行う監査委員会室を設置します。

## 第11条（リスク委員会）

リスク委員会は、以下の各号の事項に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。

- ① 当社グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、及びマテリアリティに関する事項
  - ② 当社グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、及びコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項
  - ③ その他、取締役会が必要と認める事項
2. リスク委員会の委員の過半数は、独立社外取締役及び独立性ある社外有識者とするを原則とします。
  3. リスク委員長は、当該分野に専門的知見を有する取締役である委員の中から選定します。

## 第12条（利益相反管理委員会）

利益相反管理委員会は、以下の各号の事項に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。

- ① 当社グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項
  - ② 当社グループの利益相反管理、顧客説明管理、及び顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項
  - ③ 当社グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針及び当社グループ各社の行動計画等に関する事項
  - ④ 当社グループの利益相反管理及びフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項
  - ⑤ その他、取締役会が必要と認める事項
2. 利益相反管理委員会の委員の過半数は、独立社外取締役及び独立性ある社外有識者とするを原則とします。
  3. 利益相反管理委員長は独立社外取締役及び当該分野に専門的知見を有する社外有識者である委員の中から選定します。

### 第3章 ステークホルダーの利益保護に関する対応

#### 第13条（関係当事者間取引の管理体制）

当社グループ各社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

#### 第14条（当社グループの業務におけるお客さまの利益相反取引の管理体制）

当社グループは、当社グループ各社及びその関係者（当社の銀行子会社を所属銀行とする銀行代理業者等を含みます）が提供する多様なサービスに伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等に従い利益相反管理方針を別途定め、その概要を公表するとともに、当該方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行いたします。

2. 当社は、第12条に定めるとおり、取締役会の諮問機関として利益相反管理委員会を設置し、当社グループのビジネスモデルの健全性及び信頼性並びに経営の透明性を利益相反管理の観点から確保することにより、適正に業務を遂行する体制を整備します。

#### 第15条（株式等の政策保有に関する方針）

当社グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として当該取引先等の株式等（以下、「政策保有株式」といいます）を保有しません。

2. 前項に拘わらず当社が政策保有株式を保有する場合には、保有する政策保有株式のうち主要なものについて、保有することによる中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。
3. 当社グループは、政策保有株式に係る議決権の行使について、その基本方針を別途定め、開示します。

#### 第16条（コンプライアンス・ホットライン制度）

当社グループは、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員及び社員が当社のコンプライアンス統括部や外部の法律事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けます。

### 第4章 株主等との対話

#### 第17条（株主等との建設的な対話に関する方針）

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

2. 当社は、建設的な対話を通じて、当社の経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

以上

## 附則

### 第1条（本基本方針の施行）

本基本方針は、2015年6月26日開催の当社第4期定時株主総会終結のときから施行します。但し、別紙2の「独立役員に係る独立性判断基準」については、同年5月13日より施行するものとします。

以上

独立役員に係る独立性判断基準

1. 以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
  - ① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
  - ② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
  - ⑧ 当社の主幹証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ⑨ 最近3年間に於いて、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
  - ⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
  - ⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
    - ⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族または同居の親族）である者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

取引先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること</li> <li>・当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること</li> </ul>
寄付金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受領者が個人の場合： 当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること</li> <li>・受領者が法人の場合： 当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること</li> </ul>

## コーポレートガバナンス基本方針 別紙2

### 政策保有株式に係る議決権行使基準

1. 当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社は、政策保有株式の発行会社（以下、「政策保有先」という。）の経営状況等を勘案し、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使する。
2. 政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、議案に対する賛否を判断する。
3. 政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施する。

以上